



栃木県公報

令和5(2023)年
2月7日(火)
第377号

目次

告 示

○遊漁規則の変更	67
○栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域の指定に関する告示の一部改正	70

公 告

○基本測量の実施	70
○都市計画変更図書の写しの縦覧	71

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	71
---------------	----

告 示

栃木県告示第41号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年2月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市藤原1103番地6
おじか・きぬ漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号及び内共第11号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
(遊漁期間) 第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。							(遊漁期間) 第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。						
種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金	種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
—	—	—	—	—	—	—	プ	全	手釣及び竿釣	特別漁場を除く区域	1年	10,000円	—
—	—	—	—	—	—	—	レ	魚	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	ミ	種	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	ア	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	ム	—	—	—	—	—	—

			養魚池取水口に至る入山沢川の区域		
--	--	--	------------------	--	--

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。
2 略
2～4 略

			養魚池取水口に至る入山沢川の区域		
--	--	--	------------------	--	--

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。
2 略
2～4 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和5(2023)年2月7日

(農村振興課)

栃木県告示第42号

栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域の指定(平成19年栃木県告示第753号)の一部を次のように改正し、令和5(2023)年4月1日から適用する。

令和5(2023)年2月7日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、 <u>矢板市</u> 、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町の区域	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市_____、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町の区域

(都市計画課)

公 告

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年2月7日

栃木県知事 福田 富一

- I
- 1 作業種類
基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業地域
栃木市、小山市、下都賀郡野木町
- 3 作業期間
令和5(2023)年1月20日から同年3月31日

II

- 1 作業種類
基本測量(時空間変位確定測量)
- 2 作業地域
栃木県全域
- 3 作業期間
令和5(2023)年2月1日から終了を通知するまで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和5(2023)年1月20日に変更した、足利佐野都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県国土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5(2023)年2月7日

栃木県知事 福田 富一
(都市計画課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5(2023)年2月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 共用コンピュータ運用管理業務委託
 - (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)まで
 - (4) 履行場所 栃木県経営管理部行政改革ICT推進課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報関連サービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 入札参加資格申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 国、都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体の汎用機の運用管理又は汎用機に係るシステム開発等の実績を有し、迅速かつ確実に履行できると認められる者であること。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県経営管理部行政改革ICT推進課情報基盤担当 電話028-623-2213
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和5(2023)年2月7日(火)から同年3月3日(金)まで入札情報システム上で公開する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和5(2023)年3月22日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。
 - イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年3月23日(木)午後1時30分

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課(栃木県庁本館5階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、入札参加に係る資格申出書を、令和5(2023)年3月3日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 審査 行政改革ICT推進課長が、入札参加希望者の作成した入札参加に係る資格申出書をイの審査基準により審査し、必要な資格を有すると判断される入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 審査基準 入札参加希望者が2の入札に参加する者に必要な資格を有していること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年3月15日(水)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和5(2023)年2月21日(火)午後4時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及びその回答は、令和5(2023)年2月28日(火)までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等 令和5(2023)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Operation and management services of the server system

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

4:00 p.m., March 22, 2023

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

4:00 p.m., March 22, 2023

(3) Information is available at:

Information Network Section

Information Administrative Reform and ICT Promotion Division

Department of Administration and Management

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-2213

(行政改革 I C T 推進課)